

## 16. 高等司法研究科

I	高等司法研究科の研究目的と特徴	16-2
II	分析項目ごとの水準の判断	16-3
	分析項目 I 研究活動の状況	16-3
	分析項目 II 研究成果の状況	16-4
III	質の向上度の判断	16-6

## I 高等司法研究科の研究目的と特徴

### 1. 研究目的

高等司法研究科は、法曹を専門的に養成する法科大学院として、高度の法的知識・能力、豊かな人間性、厳しい職業倫理を備えた法曹を養成するため、また、総合大学、研究重点型大学としての大阪大学の使命を遂行するため、高度の学問水準を維持しつつ研究に取り組み、その成果を社会に還元する。そのため、研究の重点を絞り、法曹の専門的養成機関にふさわしい研究分野を選択し、それに適合的な研究体制を整えていく。

高等司法研究科が重点的に取り組む研究の主眼は、実学重視の伝統をベースに、①先端研究、②基礎研究、③外国法・比較法研究の領域におかれる。これらの研究領域に深く踏み込み、さらなる領野を開拓していくため、柔軟かつ機動性のある人的・物的な研究環境を組織内において整備するだけでなく、組織外においても拡充していく。それゆえ、高等司法研究科は、学内の組織と密接に連携することはもちろん、学外の組織にも積極的に働きかけ、ともに発展していくことができるよう、生産的な協力関係を築き上げる。

### 2. 研究の特色

1948年の法文学部設立、1953年の法学部独立、2004年の高等司法研究科設立以来、連続と受け継がれてきた実学重視の伝統を基礎にして、法曹の専門的養成機関に見合った、理論と実務を架橋する法学研究を推進する。

①先端研究では、知的財産法の分野にとりわけ力点をおき、他にも消費者問題、医療問題、金融問題、環境問題といった諸分野において研究を進める。先端研究は同時に学際的な研究でもあり、総合大学である大阪大学の強みを発揮できる領域であるため、文理融合研究など、新しい学問分野の開拓にも果敢に挑戦していく。②基礎研究では、原理論的な視点から、隣接する学問分野の知見も積極的に吸収し、狭義の法学にとどまることのないよう、広く、かつ深みのある理論研究を行なう。③外国法・比較法研究では、伝統的な大陸法や英米法の母法研究のみならず、アジア法やEU法、あるいは国際関係法といった新しい分野の研究にも従事する。そして、これらの法と日本法の相互関係や相互作用を国際的・学際的な視点も踏まえて比較研究する。

### 3. 学内連携

高等司法研究科は法学研究科を母体にして設立された。そのような沿革的理由もあって、法学研究科との協力関係は、他の組織とは比較にならないほど密接かつ濃厚である。確かに、教育面についていえば、職業法曹の育成を目的に設立された高等司法研究科と、次世代の法学政治学研究者及び21世紀の高度専門職業人の育成を基本理念とする法学研究科の間には異なった特徴が見られる。しかし、こと研究面についていうと、高等司法研究科と法学研究科は常に協働して法学研究にあたっており、しかもそのように協働することで、両研究科は極めて生産的、かつ高水準の学問的成果をあげることを可能としている。

同じく法学系研究スタッフを構成員としている国際公共政策研究科とも、人的交流や共同の研究プロジェクトの遂行を通じて、実質的な連携を図っている。また、法学研究科に附属する法政実務連携センターには、学外連携の窓口を務めてもらっている。

### 4. 学外連携

学外に向かって情報を発信し、社会に研究成果を還元するだけでなく、学外から有益な知見を吸収し、あるいは相互に発展していくため、産業界、法曹界、地域社会、官公庁等との連携をさらに強化する。近隣の大学・研究機関とも連携し、共同の研究プロジェクトを遂行する。また、「世界に伸びる」大阪大学の理念とも歩調を合わせ、海外との連携も積極的に推進する。特に、外国の大学との提携を図り、外国人研究者を招聘し、あるいは外国の研究機関にスタッフを派遣して、研究交流を継続する。

### 5. 想定する関係者とその期待

研究面における関係者は、学界、産業界、法曹界、地域社会、官公庁である。特に①先端研究、②基礎研究、③外国法・比較法研究の面では、学界内でこれまで評価されてきた高い研究水準を今後も維持するよう期待されている。後4者は学外連携の相手方でもあり、共同研究や共同プロジェクトを通じて、共通の課題を遂行するよう期待されている。

## II 分析項目ごとの水準の判断

## 分析項目 I 研究活動の状況

## (1) 観点ごとの分析

## 観点 研究活動の実施状況

(観点に係る状況)

&lt;部局全体での取組&gt;

高等司法研究科では、研究推進・計画委員会と外部連携ワーキングを設置し、法学研究科と協力しながら、連携大学院の教員、法政実務連携センターの客員・招へい教員を交えて、社会的ニーズに適した共同研究を進めた。

具体的には、(1)「法科大学院における先端的訴訟教育の導入に向けて-知的財産訴訟及び医療訴訟を中心として」(平成 16 年度)、「紛争予防マネジメント-「もめごと」がこじれる前にできること」(平成 17 年度)、「科学技術倫理と法曹教育-新しいあり方の模索-」(平成 18 年度)をはじめとする部局全体でのシンポジウム、(2) 経済産業省後援「知的資産を活用した経営と法」(平成 17-19 年度)、産学連携講義「金融資本市場と金融商品取引法について」(平成 16-19 年度)や財団法人中小企業福祉事業団の受託研究「中小企業の再生のための法的戦略」(平成 17-19 年度 2 回)等、政府機関や実業界との連携研究、(3) クラウス・シュテルン「ドイツ航空安全法に関する連邦憲法裁判所の判決」、ステファノ・ベローモ「イタリア労働法制の現状と EU 統合」、ヨアヒム・ザンデン「ヨーロッパ及びドイツ環境法における予防原則」等の EU 法政をめぐる研究会、(4) 鄭吉龍・梁宗模・権鍾杰「新時代の裁判官、検察官、企業弁護士の役割-韓国の場合」等、東アジア各国との実務=学術連携を目指す共同セミナー、(5) 大西嘉彦判事「成年後見制度-実務が直面する課題」(平成 18 年度)等、法曹実務家との共同研究会、(6) 科学技術とリスク・医療訴訟にかんする理系部局との共同研究会(先端的法領域研究会-後述する III ③ 事例 3) など、多彩な共同研究プロジェクトが実施されている。

高等司法研究科は、海外の研究者及び研究機関とも積極的に連携している。具体的には、法政実務センターに優秀な外国人研究者を長期招聘し(平成 16 年度 2 名、平成 17 年度 5 名、平成 18 年度 5 名)、さらにその他の研究プロジェクトを通じ、多数の外国人研究者を短期招聘している。また、平成 17 年度より EU インスティテュート関西を、学外では神戸大学及び関西学院大学と、学内では国際公共政策研究科及び経済学研究科と共同運営し、海外の EU 研究者の招聘、ワークショップ、国際シンポジウム、セミナーを開催した(平成 17-19 年度)。さらに平成 17 年度にはドイツ学術交流会(DAAD)と協力し、ドイツ人研究者を助教授として採用した。

高等司法研究科は、法学研究科と協働して、国内向けに邦文紀要「阪大法学」を年 6 回、国外向けには欧文紀要である OSAKA UNIVERSITY LAW REVIEW を年 1 回発行し、研究成果を広く公表している。

&lt;個人の研究状況&gt;

## (1) 在外研究

	H16	H17	H18	H19
在外研究者数	23	27	13	27

例年、本研究科所属の教員は、科学研究費をはじめとする各種の外部資金を利用し、在外研究や海外での学会発表を行っている。平均すれば毎年 22 名、つまり、各教員が 3 年に 2 度は在外研究や海外での学会発表を行ったこととなる。

## (2) 著書・論文の公表

	H16	H17	H18	H19
著書数	17	18	22	31
論文数	90	107	97	82

年度によるばらつきはあるものの、本研究科所属の教員が執筆した著作（共著・分担執筆を含む）は、毎年平均 20 冊であり、これは例年、全教員がほぼ毎年 1 冊、何らかの形で著書を執筆したことを意味する。また、論文公表数は例年、平均 90 本であり、教員 1 人当たり毎年 3 本以上の論文を公表したことを意味する。

(3) 学会発表数

	H16	H17	H18	H19
学会発表回数	51	49	64	56

本研究科所属の教員が、各種の学会で行った発表総数は年間平均 55 回、各研究者が年間 2、3 回程度の発表を行ったこととなる。

<資金獲得状況>

高等司法研究科	H16		H17		H18		H19	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
受託研究	0	0	0	0	0	0	0	0
寄附金	7	19,700,000	2	1,000,000	3	2,750,000	4	4,600,000
外国人受託研修員	0	0	0	0	0	0	0	0
受託研究員	1	270,600	0	0	0	0	0	0
私学研修員	0	0	0	0	0	0	1	108,240
科学研究費補助金	7	13,700,000	9	21,200,000	7	12,100,000	9	7,900,000
科研費分担金	2	400,000	2	1,400,000	2	1,400,000	2	1,400,000
大学改革推進事業	2	35,231,000	2	34,187,000	2	30,637,000	1	20,000,000
<b>合計</b>	<b>19</b>	<b>69,301,600</b>	<b>15</b>	<b>57,787,000</b>	<b>14</b>	<b>46,887,000</b>	<b>17</b>	<b>34,008,240</b>

各種外部資金の獲得件数ならびに獲得額の平均は、例年 16 件、5200 万円である。例年、教員 1 人当たり 208 万円の外部資金を得ている計算となり、研究の優劣と研究費の多寡が必ずしも一致しない法学分野にあって、相当の努力が払われているといえる。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

高等司法研究科は、平成 16 年の国立大学法人の立ち上げと同時に創設されたが、法曹養成に特化した前例のない制度の設立運営という産みの苦しみの中で、高度の学問水準を維持しながら、研究組織のレベルで、先端的訴訟教育や科学技術倫理教育のための理論研究を推し進め、法律実務家・官公庁との連携研究や共同研究を行い、また、海外の研究者や研究機関との共同セミナー、共同研究プロジェクトを遂行した。さらに、研究者個人のレベルでも、在外研究、執筆活動、学会発表において目覚ましい活躍を見せている。すなわち、①先端研究、②基礎研究、③外国法・比較法研究の各領域において、研究組織としても研究者個人としても、旺盛な研究活動を遂行したと学界、産業界、法曹界、官公庁から評価されている。

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

(1) 観点ごとの分析

<b>観点</b> 研究成果の状況
-------------------

(観点到に係る状況)

高等司法研究科は、①先端研究、②基礎研究、③外国法・比較法研究の 3 つを重点的研究領域と位置づけ、特に①先端的な研究領域においては、知的財産法の分野に力点を置きつつ、さらに消費者問題、医療問題、金融問題、環境問題といった諸分野で水準の高い研究業績を上げている。

知的財産法分野については、シンポジウム「法科大学院における先端的訴訟教育の導入に向けて－知的財産訴訟及び医療訴訟を中心として」(平成16年)、及び公開講義「知的財産をめぐる潮流」(平成16年)、「知的資産を活用した経営と法」(平成17年及び19年)を開催した他、先端法領域研究会を舞台にした研究活動を行なった(成果報告書:平成18年3月)。また、附属法政実務連携センター編『企業活動における知的財産』(平成18年9月・大阪大学出版会)を出版した。これらに関連して優れた研究業績として、茶園論文(業績番号1010)、小寫論文(業績番号1003)などが公表された。

消費者問題については、平田論文(業績番号1008)、金融問題については、吉本著書(業績番号1006)、武田論文(業績番号1009)、環境問題については、松本論文(業績番号1002)、医療問題については、松川論文(業績番号1007)の他、シンポジウム「法科大学院における先端的訴訟教育の導入に向けて－知的財産訴訟及び医療訴訟を中心として」(平成16年)、及び先端法領域研究会のテーマに選定して、組織的に研究に取り組んだ。

②基礎研究としては、とりわけ棟居著書(業績番号1002)、佐久間著書(業績番号1004)、松田論文(業績番号1005)が、法学の基礎理論に対して深い洞察を示している。

なお、上記の研究のいずれもが外国法との比較検討を十分に踏まえていると評することができるが、中でも、松本論文(業績番号1001)、小寫論文(業績番号1003)、松川論文(業績番号1007)、平田論文(業績番号1008)、武田論文(業績番号1009)、茶園論文(業績番号1010)が、③外国法・比較法研究として重要である。

## (2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る

(判断理由)

附属法政実務連携センターを連携窓口とすることで、学内外から知を結集することに成功し、その成果がとりわけ知的財産法の分野と医療問題の分野で表れた。研究科スタッフの個人研究においても見るべき成果があるが、法学研究科と連携した高等司法研究科の組織的な研究活動により、知財と医療の分野で期待以上の成果を上げた。また、学界のみならず、産業界、法曹界、官公庁も巻き込んで、関係者の期待するところを酌み取った。

### Ⅲ 質の向上度の判断

#### ①事例1「市民生活基盤の法と行政」(分析項目Ⅰ)

(質の向上があったと判断する取組)

高等司法研究科及び法学研究科のスタッフ16名が、家族(共同性)、市場(コミュニケーション)、国家(リスク社会)の3つのユニットを組み、平成14年度から17年度にかけて、日米欧間での環境、食品安全、電子商取引といった市民生活基盤に関わる新しい問題群に挑戦した。とりわけEU圏の法学=政治学研究者を招聘して行った20回の研究会やセミナーを通じ、内外の学問的交流を活性化させるとともに、EU法政にかんする基礎文献を組織的に収集し、数多くの論文や翻訳を公表することによって、日本のEU法政研究の水準を大きく引き上げた。

#### ②事例2「法曹新職域グランドデザイン」(分析項目Ⅰ)

(質の向上があったと判断する取組)

高等司法研究科及び法学研究科のスタッフ12名が、平成17年度から20年度にかけて、近未来における法曹の新しい職域のグランドデザインを明らかにすることを目指し共同研究を行なっている。法曹、とりわけ弁護士に期待される新しい職務—具体的には戦略的経営や予防法務、技術開発における法的リスク管理、交渉の代理、紛争管理といった業務について、諸外国の制度調査を実施するとともに、わが国の企業の動向についてアンケートならびに聞き取り調査を行った。巨視的には法化社会の近未来に対する提言、微視的には企業と法曹の関係解明及び法科大学院のカリキュラム改善を行なった。本研究は法曹の職域拡大に強い関心を持つ弁護士会の注目を引き、とりわけ大阪弁護士会と今後共同研究を行うための足がかりを築いた。

#### ③事例3「先端的法領域研究会」(分析項目Ⅱ)

(質の向上があったと判断する取組)

高等司法研究科が、法学研究科のスタッフ、法律実務家、理系の研究者などの協力を仰ぎ、知財と医療の先端的諸問題を扱う全14回の共同研究を平成17年度に行なった結果、産学連携と文理融合の双方の視点を踏まえた研究とすることに成功した。その成果が、翌年度の法学系教員・医学系教員及び実務家教員によるコラボレーション授業「先端系法領域論」として、高等司法研究科のカリキュラムの中に取り入れられたが、これは平成19年3月、独立行政法人大学評価・学位授与機構の「平成18年度実施法科大学院認証評価・評価報告書」(予備評価)において、「優れた点」として高く評価された。同研究は、平成20年度以降、「先端訴訟」に衣替えをして継続している。